

第4章

タンザニアにおける 新憲法制定の試みと野党政治

——本土とザンジバルの連合を争点として——

粒良 麻知子

はじめに

1964年4月、タンガニーカ共和国とザンジバル人民共和国が合併して誕生したタンザニア連合共和国（以下、タンザニア）は、2014年4月に建国50周年を迎えた。キクウェテ（Jakaya Kikwete）大統領（在職2005～15年）はこの機に、次の50年にわたる新憲法を施行することを目指し、2011年に新憲法制定に着手した。しかし、新憲法制定は、制憲議会で憲法案が可決されたものの、国民投票が行われる直前に中断し、続くマグフリ（John Magufuli）政権（2015～21年）、現サミア（Samia Suluhu Hassan）政権（2021年～）下でも再開していない。しかし、新憲法の必要性はたびたび国内で論じられてきた。その重要課題のひとつは、タンザニア本土（旧タンガニーカ共和国）と島嶼部のザンジバル（旧ザンジバル人民共和国）の連合のあり方をどうするかという点である。キクウェテ政権期の新憲法制定過程では、現在の連合の構造を維持しようとする与党と、変更を主張する野党が対立したままであった。

タンザニアでは、1992年の複数政党制移行後、与党の革命党（Chama cha Mapinduzi: CCM）が計6回すべての総選挙（大統領・議会・県議会選挙）で勝利し、一党優位体制を築いている。しかし、キクウェテ政権期には、野党の民主開発党（Chama cha Demokrasia na Maendeleo: CHADEMA）が勢力を拡大し、大統領選挙におけるCHADEMAの得票率は、2005年の6パーセントから2010年の27パーセントに増え、2015年には40パーセントまで上昇した。また、議会選

表4-1 複数政党制移行後のタンザニアの大統領・議会選挙結果(CCM, CHADEMA, CUFのみ)

政党		年					
		1995	2000	2005	2010	2015	2020
		大統領候補 (得票率)	大統領候補 (得票率)	大統領候補 (得票率)	大統領候補 (得票率)	大統領候補 (得票率)	大統領候補 (得票率)
大統領 選挙	CCM	ムカバ (62%)	ムカバ (72%)	キクウェテ (80%)	キクウェテ (63%)	マグフリ (59%)	マグフリ (84%)
	CHADEMA			ムボウエ (6%)	スラー (27%)	ロワサ (40%)	リス (13%)
	CUF	リブンバ (6%)	リブンバ (16%)	リブンバ (12%)	リブンバ (8%)		リブンバ (0%)
		議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)
議会 選挙	CCM	186 (60%)	202 (65%)	206 (50%)	186 (不明)	189 (不明)	256 (不明)
	CHADEMA	3 (6%)	4 (4%)	5 (8%)	23 (不明)	34 (不明)	1 (不明)
	CUF	24 (5%)	17 (13%)	19 (14%)	24 (不明)	32 (不明)	3 (不明)
	全議席数	232	231	232	239	257	264

(注)議会選挙結果には、小選挙区制で選出される議席数のみを記載。

(出所) African Elections Database (2011); International Foundation for Electoral Systems (2020); Inter-Parliamentary Union (2024)。

挙では、CHADEMAの議席は2005年の232議席中5議席から、2015年には257議席中34議席¹⁾にまで増加した (Paget 2019; African Elections Database 2011; International Foundation for Electoral Systems 2020)。その後、マグフリ政権下で野党は選挙活動を著しく制限され、2020年の大統領選挙でのCHADEMA候補の得票率は13パーセントまで下がり、議会選挙では264議席中1議席しか獲得できなかった (表4-1)。

CHADEMAの勢力拡大の頂点ともいえる2015年大統領選挙では、野党のCHADEMA、ザンジバルをおもな拠点とする市民統一戦線 (Civic United Front: CUF)、本土を拠点とする建設改革国民会議 (National Convention for Construction and Reform: NCCR-Mageuzi)、民主主義新連合 (New League for Democracy: NLD) の4党が、市民憲法同盟 (Umoja wa Katiba ya Wananchi: UKAWA) という野党連合を組み、大統領・議会・県議会選挙すべてで統一候補を立てた²⁾。この大統領選挙には、CCMの有力大統領候補とみられていたロワサ (Edward Lowassa) 元首相が党内の大統領候補選考から外されたために離党し、

1) 小選挙区制で選出される議席数で、これに比例代表制で選ばれる女性の特別議席議員、大統領が任命する議員が加わる。

2) 1995年大統領選挙でも野党連合を組む試みがあり、CHADEMAと他1党がNCCR-Mageuziのムレマ (Augustino Mrema) 候補を支持した (Richey and Ponte 1996, 82)。

CHADEMAの大統領候補として立候補したという特徴がある(粒良 2017)。しかし、UKAWAは大統領選挙のみならず、議会選挙でも得票率を大きく伸ばしており、CHADEMAにとってUKAWAの結成が2015年総選挙で功を奏したことは明らかである。UKAWAは「市民憲法同盟」という名称に表れているとおり、選挙の前年の制憲議会で、民意を反映させた新憲法制定の必要性を訴えた野党が結成した野党連合である。したがって、キクウエテ政権期の新憲法制定の試みは2015年の選挙政治に大きな影響を与えたといえよう。

このような背景をふまえ、本章は、キクウエテ政権期の新憲法制定の試みと野党政治(とくに野党連合の結成)の関係を考察する。他章でも論じられているように、アフリカでは為政者が自身の権力維持や強化のために法的な手段を用いる「専制的ローフェア(法的闘争)(autocratic lawfare)」が目立つ(Gloppen, Gerzso and van de Walle 2023, 58)。確かにタンザニアの憲法制定と改正の歴史も「専制的ローフェア」の様相を呈しており、キクウエテ政権期の新憲法制定にもその側面がある。しかし、新憲法制定の試み全体を俯瞰すると、むしろ野党CHADEMAの影響力が際立っている。そもそも新憲法制定はキクウエテやCCMが自発的に着手したのではなく、野党、市民社会、有識者からの圧力を受けてはじまったものである。また、制憲議会においても、現憲法に近い憲法案を押し通そうとする与党CCMに対し、CHADEMAを中心とする野党による激しい抵抗が目立っていた。したがって、新憲法制定の試みは「民主主義を求める側による憲法のローフェア(pro-democracy constitutional lawfare)」(Gloppen, Gerzso and van de Walle 2023, 73-74)でもあった。これらのローフェアを論じたグロッペン、ゲルツォ、ファンデワール(Gloppen, Gerzso and van de Walle 2023, 73)は、「民主主義を求める側による憲法のローフェア」では、憲法をかえるために多くの国民の支持を得る必要があるため、民主主義を求める集団間で連携が生まれやすいことを指摘している。これをふまえ、本章では、キクウエテ政権期の新憲法制定の取り組みが主要野党を団結させ、野党連合の結成を可能にしたこと、また、CHADEMAがタンザニアの連合の構造についての主張を固めたことが野党連合を可能にしたことを明らかにする。

本章の構成としては、まず第1節でタンザニアの憲法史とキクウエテ政権期の新憲法制定の試みを概説する。次に、憲法議論の重要課題である本土とザンジバ

ルの連合について理解するため、第2節でザンジバル政治史と合邦の背景と課題をまとめる。そして、第3節でCHADEMAの連合の構造に関する主張に焦点をあてつつ、野党連合の結成を分析する。最後にタンザニアにおける新憲法制定の今後の展望について考察する。

1

タンザニアの憲法史とキクウェテ政権期の 新憲法制定の試み

タンザニアでは憲法に関するさまざまな課題が指摘されてきたが、とくに重要な課題が2つある。ひとつは、大統領権限の抑制、三権分立の確立、自由公正な選挙の実施を現憲法が保証していないという民主主義に関する課題である。とりわけ大統領権限の大きさはたびたび問題視されてきた³⁾(たとえばWambali 2008)。本章では民主主義に関する課題は掘り下げないが、大統領にとって現憲法を維持する方が好都合であるという点は、新憲法制定の取り組みを考える上で重要である。もうひとつの課題は、本章で焦点をあてる本土とザンジバルの連合に関する課題である。これをふまえ、本節ではタンザニアでどのように憲法が制定、改正され、見直されてきたのかを振り返り、キクウェテ政権期の新憲法制定の試みを概説する。

1-1. 「2つの政府」による統治の確立

タンガニーカ共和国は1961年、旧宗主国であるイギリスの女王を元首とする立憲君主制の国として独立し、翌1962年に「タンガニーカ共和制憲法(Republican Constitution of Tanganyika)」が制定され、タンガニーカを独立に導いたニエレレ(Julius Nyerere)が初代大統領に就任した(Kasanda, Parkes and Pius 2014; Shivji 2013, 5)。その2年後の1964年にタンガニーカ共和国とザンジバル人民共和国が合邦し、タンザニア連合共和国が誕生した。この合邦は、イギリス人の

3) たとえば、大統領は首相や大臣の他、法務長官、最高裁判所裁判官、公訴局長官、州知事等の任命権を有する。また、大統領は選挙管理委員会委員長を任命するため、同委員会の独立性が確保されていない(United Republic of Tanzania 2005)。

ブラウン (Roland Brown) タンガニーカ初代法務長官がグレート・ブリテンと北アイルランドの連合を規範として起草したといわれる連合条項 (Articles of Union) が基礎になっている (Jingu 2014, 101)。

連合条項は、タンガニーカでは「1964年タンガニーカ・ザンジバル連合法 (Union of Tanganyika and Zanzibar Act, 1964)」, ザンジバルでは「1964年ザンジバル・タンガニーカ連合法 (Union of Zanzibar and Tanganyika Law, 1964)」の制定によって承認され、両国の合邦が成立した。両法の第5条には連合政府についての規定があり、連合政府が本土 (旧タンガニーカ) とザンジバルの連合に関する連合事項 (Union Matters) 11項目を扱うとともに、本土も管轄し、ザンジバル政府はザンジバルに特化した非連合事項 (Non-union Matters) のみを扱うことが定められた (Jingu 2014, 101; United Republic of Tanzania n. d.; Kituo cha Katiba n. d.)。これが現在まで続く「2つの政府」からなる連合の構造である。この規定は同年に制定された「1964年タンガニーカ・ザンジバル連合共和国暫定憲法 (Interim Constitution of the United Republic of Tanganyika and Zanzibar 1964: 以下, 1964年暫定憲法)」にもとりいれられた (Jingu 2014, 101)。

その後、1977年に本土与党のタンガニーカ・アフリカ民族同盟 (Tanganyika African National Union: TANU) とザンジバル与党のアフロ・シラズィ党 (Afro-Shirazi Party: ASP) が合併してCCMとなったことを受け、「1977年タンザニア連合共和国憲法 (Constitution of the United Republic of Tanzania of 1977: 以下, 1977年憲法)」が制定された。これにより、本土、ザンジバルともにCCMによる一党支配体制が確立された。2005年までに計14回の改正を経て、現在まで1977年憲法が施行されている (Msekwa 2021)。1964年暫定憲法で制定された「2つの政府」から成る連合は1977年憲法でも維持されており、第34条で、連合政府が本土とザンジバルの連合に関する事項を扱うとともに、本土も管轄し、第102条でザンジバル政府は連合事項を除くすべてのザンジバルに関する事項を管轄することが定められた (United Republic of Tanzania 2005)。

1985年にニエレレ大統領が退任し、ムウィニ (Ali Hassan Mwinyi) が第2代大統領 (在職1985~95年) に就任した後、1992年、タンザニアは新憲法を制定せずに、第8次憲法改正によって複数政党制へと移行した。その後、1995年の

第12次憲法改正では、タンザニア大統領、副大統領、首相、ザンジバル大統領が連合を順守することが義務づけられた (Kasanda, Parkes and Pius 2014; Shivji 2013, 6; Kituo cha Katiba n. d.; Jingu 2014, 93-101; Makangara 1998-2001; Wambali 2008, 291-292. 各改正についてはMwita 2011, 13-16参照)。なお、1977年までに制定されたタンザニア憲法はいずれも国民投票や制憲議会の承認を得ていない (Shivji 2013, 6)。

一方、ザンジバル諸島は17世紀からオマーン (Oman-Arab Sultanate) に統治され、1861年に独立したスルターン国となった後、1890年にイギリス保護領となった。そして、1963年にイギリスから独立し、「1963年ザンジバル独立憲法 (Zanzibar Independence Constitution, 1963: 以下、1963年ザンジバル憲法)」が制定された。タンガニーカ同様、立憲君主制がとられ、国家元首はオマーンから継承されたスルターン、政府の長は首相と定められた (Shivji 2013, 5-6; Peter and Sikand 2011, 61-62)。しかし、その1カ月後の1964年1月にザンジバル革命が勃発し、スルターン政府は追放された。新たにザンジバル人民共和国が設立され、ASP党首のカルメ (Abeid Karume) が大統領に就任した (ザンジバル革命の詳細については第3節)。そして、1963年ザンジバル憲法は廃止され、1964年第5憲法令 (Constitutional Decree No. 5 of 1964) を含む7つの大統領令が出されたが、1972年までのカルメ政権期に憲法はなく、大統領に権力が集中していた (Masabo and Wanitzek 2015, 332-333; Peter and Sikand 2011, 63)。

その間、1964年にザンジバルとタンガニーカが合邦し、1979年ザンジバル革命政府憲法 (Katiba ya Serikali ya Mapinduzi ya Zanzibar 1979: 以下、1979年ザンジバル憲法) が制定された (Peter and Sikand 2011, 63-65)。そして、1984年、ニエレレの退任を前にタンザニア連合共和国憲法が改正されたため、ザンジバルでは新たに「1984年ザンジバル憲法 (Katiba ya Zanzibar 1984: 以下、1984年ザンジバル憲法)」が制定され、翌年、施行された。1984年ザンジバル憲法は何度か改正され、(2015年時点で)最後の改正は2010年である (Shivji 2013, 5-6; Branson 2015a; Masabo and Wanitzek 2015, 335; Peter and Sikand 2011, 65-66)。

以上のように、タンザニアでは独立後の憲法制定を通じて、連合政府とザンジバル政府の「2つの政府」による統治が確立され、大統領に大きな権限が付与さ

れた。また、タンザニアには、国の憲法史とは別に、ザンジバルにも独自の憲法史が存在するという特徴がある。

1-2. ムウィニ、ムカパ政権期の新憲法制定の提案

タンザニアでは、ムウィニ第2代大統領、ムカパ (Benjamin Mkapa) 第3代大統領 (在職1995~2005年) のもとで憲法の見直しが行われ、新憲法を制定すべきであるという提案が出ていたが、実現しなかった。ムウィニ大統領は1990年に複数政党制への移行を検討することを発表し (Shivji 2013, 3)、翌年、ニャラリ (Justice Nyalali) 元上訴裁判所長官が議長を務める、タンザニアにおける一党制・複数政党制に関する委員会 (Commission for the Single and Multi-party System in Tanzania: 通称ニャラリ委員会) を設立した (Wambali 2008, 209)。ニャラリ委員会は一党制を継続すべきか、あるいは複数政党制に移行すべきかについて、国民約3万6000人の意見を広く聴取した (Richey and Ponte 1996, 80)。同委員会がまとめた報告書には新憲法を制定すべきであると記されており、連合に関する問題はその構造に起因していることから、連合政府、タンガニーカ政府、ザンジバル政府の「3つの政府」による統治が提案されていた (United Republic of Tanzania 2013a, 14)。しかし、ムウィニ政権は、議会でこの報告書を議論することを許さず、新憲法制定の提案を受け入れなかった。かわりに、CCMが報告書のどの提案をとりいれるかを決定した (Branson 2015a; Kituo cha Katiba n. d.)。著名な法学者のシヴジ (Issa Shivji) もムウィニが複数政党制への移行を検討すると発表した際、新憲法制定を議論すべきであると提言したが、CCMによって拒否されたと述べている (Shivji 2013, 3)。

1992年の複数政党制への移行後、有識者のあいだで政治と憲法についてさまざまな意見が交わされるようになった。これを背景に、1995年にムカパが第3代大統領に就任すると、同年7月、キサンガ (Robert Kisanga) 上訴裁判所裁判官を議長とする憲法改革委員会 (Commission on Constitutional Reform: 通称キサンガ委員会) を設立した。同委員会は、連合、大統領権限などについて、50万人以上の国民の意見を聴取した (Wambali 2008, 294)。同委員会が大統領に提出した報告書においても、ニャラリ委員会同様、「3つの政府」からなる連合が提案されていた (United Republic of Tanzania 2013a, 11)。ただし、意見を表

明した国民の多くは「2つの政府」を望んでいたという記録もある (*Tanzanian Affairs* 2000)。そして、議会で可決された第13次憲法改正には報告書の提案の一部がとりいれられたが、大統領に国会議員10人までの任命権が与えられるなど、大統領権限の強化もみられた (Branson 2015a; *Tanzanian Affairs* 2000; Kituo cha Katiba n. d.)。大統領府は9割以上の国民がこの改正を支持したと述べているが (*Tanzanian Affairs* 2000)、野党は改正を批判した。しかし、本改正は憲法第98条に則り、議会で3分の2の賛成を得て可決された (United Republic of Tanzania 2010, 100)。野党は、現憲法下では選挙で与党が有利であり、本土とザンジバルの政治的軋轢を解消するために連合の構造を見直すべきであるとして、新憲法の制定を要求したのである (Nyang'oro 2016, 82-83)。

1-3. キクウェテ政権期の新憲法制定の試み

2005年に第4代大統領に就任したキクウェテは、野党、市民社会、有識者からの新憲法制定の要求を受け、2010年大統領再選後の2011年新年演説で、タンザニアを民主主義の国として発展させるため、政党間の関係や連合の構造などの議題について国民の意を問ひ、新憲法を制定することを発表した (Nyang'oro 2016, 83)。新憲法制定に必要な手続きを進めるために、ワリオバ (Joseph Warioba) 元首相・元法務長官を委員長とする憲法検討委員会 (Constitution Review Commission: 通称ワリオバ委員会) を設置することを決定した。続いて、2011年に憲法検討法 (Constitutional Review Act, 2011)、翌年その修正法が可決された (Kasanda, Parkes and Pius 2014; Kituo cha Katiba n. d.; United Republic of Tanzania 2012)。

2012年4月に発足したワリオバ委員会は全国で1773の会合を開き、一般市民の他、市民社会、外国人専門家から意見を聴取し、2013年6月に憲法第1草案を完成させた。第1草案は区 (ward) から選ばれた代表が参加する憲法評議会 (constitutional councils) で議論され、これをふまえ、ワリオバ委員会は第2草案 (以下、ワリオバ草案) を作成し、2013年12月、キクウェテ大統領及びシェイン (Ali Mohamed Shein) ザンジバル大統領に提出した。ワリオバ草案は現憲法を大きくかえる革新的なものであった。具体的には、連邦政府、本土、ザンジバルの「3つの政府」による連邦制 (federation) が提案されており、連合事項

は現行の22項目から7項目に大きく削減された。また、大統領の任命権に制限を加えた他、独立した選挙管理委員会が選挙を監督、調整することを規定した。キクウェテ大統領はワリオバ草案を制憲議会に提出すると発表した (Nyang'oro 2016, 84-88; Kasanda, Parkes and Pius 2014; Branson 2015a)。

2014年2月、制憲議会がはじまり、357人の国会議員（女性の特別議席議員、大統領に任命された議員含む）、82人のザンジバル議員、大統領が任命した201人の市民社会代表、計640名が議員として参加した (Branson 2015a)。ワリオバ草案では「3つの政府」から成る連邦制が提案されていたが、キクウェテ大統領は制憲議会の開会演説で、本土とザンジバルの連合の重要性を強調し、現行の「2つの政府」を維持することが望ましいと発言したのである (Kasanda, Parkes and Pius 2014; Nyang'oro 2016, 90-92; *Daily News* 2014b)。

制憲議会の議長にはシッタ (Samuel Sitta) 元国会議長 (在職2005~10年)、副議長には現大統領のサミアが選出された (*Daily News* 2014a)。CCM議員はワリオバ草案の多くに反対である一方、野党議員は「3つの政府」を含め、ワリオバ草案におおむね賛成し、議論が白熱した。2014年4月、CCM議員によってワリオバ草案とは大きく異なる憲法案 (Proposed Constitution) が提出された。憲法案では現行の「2つの政府」が維持されていた。そして、これが制憲議会で可決される可能性が出てきたため、野党幹部はワリオバ委員会の提案が議論されていない状況への不満を理由に、制憲議会を欠席すると表明した。しかし、シッタ議長が制憲議会での議論を継続したため、野党のCHADEMA, CUF, NCCR-Mageuzi, NLDは、野党連合のUKAWAを結成し、制憲議会を欠席した (Kasanda, Parkes and Pius 2014; Nyang'oro 2016, 90-92; Branson 2015a)。

これを受けて、2014年9月、キクウェテ大統領は翌月に制憲議会を休止すると野党側に伝えたが、シッタ議長は議会を継続し、2014年9~10月、憲法案についての投票が行われた。可決には本土とザンジバルの議員それぞれから3分の2以上の賛成票を得る必要があったが、それを上回る本土側334票、ザンジバル側146票の賛成票が投じられ、憲法案が可決された (Branson 2015a; *Daily News* 2014e)。UKAWAはザンジバル議員の投票の問題点を指摘した。ザンジバル出身の元閣僚が本土の議員として議会に参加していたにもかかわらず、ザンジバル議員に数えられていた他、欠席していたにもかかわらず賛成票を投じたこ

とにされていたザンジバル野党議員もいたという。また、UKAWAは票の買収もあったとしてCCMを非難した (Branson 2015a)。ザンジバルのマスード (Othman Masoud) 法務長官は反対票を投じたために、ザンジバルのCCM党員から罷免を要求され、シェイン・ザンジバル大統領により法務長官の職を解かれた (*Economist Intelligent Unit* 2014)。このように憲法案はCCMの強い意向が反映されたかたちで可決されたのである。

可決された憲法案には、連合、大統領権限、選挙、議会に関して以下の特徴がある。まず連合については現行の「2つの政府」が維持されている。一方、現在の副大統領を第1副大統領とし、第2副大統領 (ザンジバル大統領)、第3副大統領 (首相) を新たに設けることが規定された。また、連合事項は現行の22項目から14項目に削減され、連合政府とザンジバル政府間関係を調整するための連合事項委員会 (Commission for Union Matters) の設置が提案された (Kasanda, Parkes and Pius 2014)。他にも、ザンジバルの地域機構及び国際機構への独自の加盟と国際機関からの借入れを可能とするなど、ザンジバルへの譲歩もみられた (Branson 2015b; *Economist Intelligence Unit* 2014)。

大統領権限についてはワリオバ草案ほどの縮小はみられなかったが、選挙に関しては、独立した選挙管理委員会の設置が規定され、大統領選挙結果の申し立てが可能とされた。ワリオバ草案は閣僚数を15名までとしていたが、憲法案は40名までとしている。また、ワリオバ草案では国会議員とザンジバル議員は閣僚を務められないことが提案されていたが、憲法案では議員のみが閣僚となれることが定められた (Kasanda, Parkes and Pius 2014; Branson 2015c)。議会については、ワリオバ草案では大統領が議会から外れることが提案されていたが、憲法案では現行憲法同様、議会は国会 (National Assembly) と大統領からなると書かれている。また、ワリオバ草案では、国会議員の任期は3期までと規定されていたが、憲法案では現行憲法同様、任期は定められなかった (Kasanda, Parkes and Pius 2014)。

2011年憲法検討法により、新憲法制定には、国民投票で投票者の過半数が憲法案に賛成する必要があった。2014年9月、キクウェテ大統領と国会の議席をもつ全政党のあいだで、その年の地方選挙と2015年の総選挙の準備のために、憲法改正過程を一時中断することが合意された。それにもかかわらず、11月に

キクウェテ大統領は、2015年4月30日に国民投票を行うことを発表した (Kasanda, Parkes and Pius 2014; *The Citizen* 2014c)。しかし、制憲会議で可決された憲法案が一般に公開されたのは同年の2月であり、タンザニア初の生体認証による有権者登録作業は大きく遅れていた (Branson 2015a; Nyang'oro 2016, 93)。

新憲法をめぐり、タンザニア政治は二極化した。2014年11月、ワリオバらが会合を開き、憲法案の問題点を指摘しようとしたところ、CCM支持者らによって会合が妨害される事件も起きた。UKAWAは有権者登録の遅れや不備を指摘し、国民投票の信頼性が低いとして批判し、国民投票への不参加を示唆した (Branson 2015a)。CCM内の意見も割れており、一部の党員は2015年総選挙の前に急いで新憲法制定の国民投票を行うと、十分な国民の合意が得られず、総選挙でCCMが票を失う可能性があると言っていた (*Economist Intelligence Unit* 2014)。そして、2015年4月、選挙管理委員会が有権者登録の遅れを理由に、憲法案の国民投票の延期を発表し、4年以上にわたる新憲法制定の取り組みは中断したのである (*Daily News* 2015)。

ムウィニ政権期のニヤラリ委員会も、ムカパ政権期のキサング委員会も、「3つの政府」を提案していたが、キクウェテ大統領はなぜ再び委員会を立ち上げ、ワリオバをその委員長に任命したのだろうか。新憲法制定に関するさまざまなアクターを分析した政治学者のバベイヤ (Babeiya 2016, 79-80) は、キクウェテは予測不可能なアクターだったと述べているが、シヴジ (Shivji 2013, 8) は、キクウェテによる新憲法制定の取り組みは、野党を出し抜くため、そして自身の遺産作りのためだったのかもしれないと推察している。ワリオバは「3つの政府」に反対していたニエレレを師と仰いでおり (Mkapa 2019, 99-100; wa Simbeye 2014)、キクウェテはワリオバが「3つの政府」を提案することはないと考えたのかもしれない。ニエレレは1964年に「2つの政府」を採用した理由として、ザンジバルがタンガニーカに比べて面積も人口も極めて小規模である一方で、「1つの政府」によってタンガニーカがザンジバルを飲み込んだ (swallowed up) ように見えることを避けたかったこと、また、連合政府を運営するための費用を削減する必要があったことを1995年に刊行された自著のなかで述べている (Mbunda 2014, 146-147)。

しかし、ワリオバはニエレレの時代には本土とザンジバルはひとつの国であったが、現状は2つの国であると認識している。そして、連合の構造を「3つの政府」に変更しなければ、ザンジバルの自治権拡大要求が続き、結果的に連合が弱体化する可能性がある」と主張していた。これに対し、キクウェテ大統領は、「3つの政府」の連合政府は資源が小さく無力であり、自身の任期中に「3つの政府」は認めないという立場であった (*Economist Intelligence Unit* 2014; wa Simbeye 2014)。

以上のように、キクウェテ政権期の新憲法制定に向けた議論で大きく意見が分かれた課題は連合の構造をどうするかという点であった。そもそもタンザニア本土とザンジバルはなぜ合邦したのだろうか。次節では連合についての理解を深めるため、本土とザンジバルの連合の歴史的背景と課題を分析する。

2 連合の歴史的背景と課題

タンザニア本土の面積は94万6270平方キロメートル、人口は約5985万人(2022年)である。ザンジバルの面積は本土の約383分の1の2470平方キロメートル、人口は本土の約32分の1の約189万人(2022年)である(United Republic of Tanzania 2022, vi; United Republic of Tanzania 2023, 10-11)。ザンジバルは本島のウングジャ(Unguja)、ウングジャから北東50キロメートル離れたところにあるペンバ(Pemba)、その他の数十の小島から成る(朝田 2017, 16-18)。本節では、タンザニアの憲法議論の重要課題である本土とザンジバルの連合についての理解を深めるため、第1項でザンジバル政治史と合邦の歴史的背景を概説し、第2項で合邦の背景と課題を分析した後、第3項で合邦後のザンジバル政治について説明する。

2-1. ザンジバル政治史と合邦

ザンジバル政治には、ニエレレ率いるTANUが民族の違いを超えて国家を統一した本土と異なり、イギリス保護領下で民族ごとの支持を受けて結成された複数の政党によって分断されていたという特徴がある⁴⁾。1955年に多民族主義と

イギリスからの独立を目指して設立されたザンジバル・スルターン臣民国民党 (National Party of the Subjects of the Sultan of Zanzibar: NPSS) は、19世紀にザンジバルを支配していたオマーンからの移住者とその子孫が支持していた。その多くはクローブ等のプランテーションを所有する大地主であり、政府の要職に就いていたエリート層である。NPSSは後にザンジバル国民党 (Zanzibar National Party: ZNP) に改名し、ザンジバル全島に活動領域を広げていった (朝田 2017, 41-177; Sheriff 2001, 308)。

続けて、1957年にアフロ・シラズィ連合 (Afro-Shirazi Union: ASU) が設立された。ASUは、大陸からザンジバルに連れてこられた奴隷、また、奴隷制撤廃後に大陸からザンジバルへ移住したアフリカ系住民とその子孫と、9~11世紀頃の古代ペルシャ (現イランのシーラーズ) からの移住者であると認識しながら先住民と混血してきたシラズィ (Shirazi) と呼ばれる人々が連携して結成された政党である。ASU党首にはおもに大陸出身のアフリカ系住民を支持するアフリカ人協会 (African Association) 代表のカルメが就任したが、この協会は1929年にタンガニーカで設立された同名の協会のザンジバル版であり、設立当初は大陸出身のキリスト教労働者が中心で反アラブであった。タンガニーカとザンジバルのアフリカ人協会は活発に交流し、強い協力関係を築いた (Kamata 2020, 175; 朝田 2017, 117)。一方、シラズィはオマーン出身のアラブ系住民のようにクローブ栽培を営むイスラム教徒が中心となっており、民族対立よりも国民の統合を望む者が多かったが、なかには大陸出身の労働者に共感する貧しいシラズィもいた。1959年、ASUのシラズィ諸派が意見の違いを理由に離党して、ザンジバル・ペンバ人民党 (Zanzibar and Pemba People's Party: ZPPP) を結成し、アラブ系のZNPと連携するようになった。ASUはシラズィが去ったにもかかわらず、アフロ・シラズィ党 (ASP) と改名した (富永 2001, 133; Lofchie 1965, 71; 朝田

4) タンザニアの国勢調査には民族の情報が含まれておらず、ザンジバルにおける民族ごとの人口比率を知ることは難しい (朝田 2017, 38)。イギリス保護領下の1948年の人口調査では、ザンジバル全人口26万4162人のうち、アフリカ系が約76パーセント (そのうちシラズィ約56パーセント、大陸アフリカ人約19パーセント)、アラブ系が約17パーセント、アジア系 (ゴア人除く) が約6パーセントであった (Lofchie 1965, 71)。しかし、ザンジバルの人口は大幅に増加しており、民族構成がどのように変化したのかは不明である。

2017, 45-119; Sheriff 2001, 309)。

そして、1963年のザンジバル独立に向けた選挙では、ASPが13議席を得た一方、ZNP・ZPPP側が計18議席（ZNPが12議席、ZPPPが6議席）を獲得して勝利した。この選挙結果を受けて、同年12月、ザンジバルはイギリスから独立し、ZNP・ZPPP合同の新政府が樹立した（朝田 2017, 119）。このように、ザンジバルはオマーン出身のアラブ系住民とシラズィが支持するZNP・ZPPPと、大陸出身のアフリカ系住民が支持するASPという2つの政治勢力に分かれたまま、独立したのである。

独立から1カ月余りが過ぎた1964年1月、ザンジバル革命が勃発した。ウガンダ人活動家のオケロ (John Okello) が率い、ASPによって組織された600人の武装集団が憲兵の武器を強奪し、ラジオ局を占領して革命演説を放送した。そして、政府が解体した後、殺戮が発生し、1万人以上が殺害され、2万人以上が拘留された。カルメASP党首が大統領に就任し、ASP幹部を中心とする革命評議会 (Revolutionary Council: 内閣に相当) が政権の座に就き、革命政府 (Revolutionary Government) が設立され、国号がザンジバル人民共和国に変更された。しかし、ザンジバル社会は革命によって分断されたままであり、ASPによる政権運営は安定しなかった。政府は反対勢力を押さえ込むために時には殺人を行い、ASP内にはカルメとASPに合流した左派勢力のあいだの対立もあった。そこで、カルメはタンガニーカとの連携によって政権の安定化を図り、1964年4月にタンガニーカとザンジバルは合邦し、ザンジバルはタンザニア連合共和国の一部となったのである（朝田 2017, 120-123）。

2-2. 合邦の背景と課題

1964年にタンガニーカとザンジバルが合邦したおもな背景は、政治学者のバカリとマクリロ (Bakari and Makulilo 2014, 2-5) によれば、タンガニーカとザンジバルの血縁、貿易、文化、言語等の歴史的なつながりに加え、以下の3つにまとめられる。第1にニエレレとASUの密接な関係と、ニエレレによるザンジバル革命政府支援と交渉団の派遣、第2に冷戦下の西側諸国からの圧力、そして、第3にニエレレのパン・アフリカニズムと東アフリカ連邦構想である。

第1の背景として、ASU(及び後身のASP) が設立当初からニエレレ、そして、

1954年にタンガニーカでアフリカ人協会を基に設立され、ニエレレが率いたTANU(CCMの前身)と密接な関係にあったことが挙げられる。ニエレレは、ザンジバル革命後1カ月も経たない1964年2月、合邦に向け、TANU幹部や外相からなる最初の交渉団をザンジバルに派遣したといわれている(Kamata 2020, 182)。また、タンガニーカ政府は革命後、400人の援軍、医師や医療用品をザンジバルに送ったが、これはカルメに合邦を認めさせるための試みであった。ニエレレは、ザンジバルがASP内で左派勢力を率いるバブ(Abdulrahman Babu)の支配下におかれつつある状況を懸念しており、カルメに「バブ率いる政府を守るためにタンガニーカ人を犠牲にすることは望んでおらず、タンガニーカ軍の引き上げを検討している」と伝えて警告し、合邦への圧力をかけたといわれている(Kamata 2020, 174-175)。

合邦の第2の背景には、冷戦下の西側諸国からの圧力があった。西側諸国はザンジバルが東側陣営に引き込まれることを恐れており、とりわけ社会主義者でキューバや中国との関係の深いバブによるザンジバル政府への影響を警戒し、ニエレレに対してザンジバルに介入するよう圧力をかけた(Kamata 2020, 178-181)。そして、そのひとつの策として、アメリカ政府がニエレレにタンガニーカとザンジバルの合邦を提案した。合邦交渉は秘密裡に行われ、参加したのはニエレレとカルメの他、数人だけで、バブは不在だった(Wilson 1989)。

また、合邦の第3の背景として、同じ頃、パン・アフリカニズムのもと、ケニア、タンザニア、ウガンダによる東アフリカ連邦の設立に関する議論も進められていた。ウガンダが国内事情により連邦に参加できないことが明らかになると、ケニアとタンガニーカの連邦設立が協議されるようになった。ニエレレはケニアとの連邦設立の可能性を探っており、そのためにタンガニーカとザンジバルの合邦の発表を1カ月遅らせた。しかし、ケニヤッタ(Jomo Kenyatta)ケニア大統領が連邦への参加を拒否し、タンガニーカとザンジバルのみが合邦することとなった(Kamata 2020, 183-184)。

カルメはニエレレの派遣した交渉団の前では合邦に積極的ではなかったが、ザンジバルにおける自身の権力を確立するため、そして、ザンジバルへの東西冷戦の影響を懸念して合邦に応じたといわれている(Kamata 2020, 185)。当時、亡命した旧政府勢力がアラブ諸国の支持を受けて反クーデターを企てているのでは

ないかという懸念もあった (Bakari and Makulilo 2014, 5)。ニエレレは、他のアフリカ諸国の指導者から、西側諸国の圧力によって合邦を急いだのではないかと非難されていたこともあり、合邦の理由について、タンザニア国民と他のアフリカ諸国に対してはアフリカの統一を進めるためであったと説明し、西側諸国に対しては反共産主義のためであったと説明した (Kamata 2020, 185)。西側諸国は、合邦後しばらくのあいだ、干渉した疑いをもたれることを恐れ、声明等を出さずに静観していた。しかし、実際にはニエレレとアメリカ政府のあいだに「アメリカは合邦へ関与しなかったことにする」という合意があったことが明らかになっている (Wilson 1989, 77)。ソビエト連邦は合邦に不満を持ち、タンザニア外相とカルメに働きかけたが、いずれも非同盟の立場を伝えただけであった (Kamata 2020, 187)。

こうして実現したタンガニーカとザンジバルの合邦であったが、すぐにニエレレとカルメの連合についての理解に違いがあることが明らかになった。カルメを含むザンジバルの政治家は本土の支配下におかれまいとし、ニエレレは連合の崩壊によってアフリカ統一が失敗することを恐れ、連合に関する問題に慎重に対応した (Kamata 2020, 187-188)。政治学者のカマタ (Ng'wanza) は、ニエレレとカルメ、そして革命評議会は、連合に関して複数の課題を抱えていたことを指摘している。たとえば、合邦後、1965年のタンザニア連邦共和国暫定憲法の改正法にザンジバルの財政も含まれ、カルメはザンジバル大統領としてこの改正法を承認したが、同法によってザンジバルの財政と通貨に関する権限が連合政府に委譲されたことを理解していなかったという (Kamata 2020, 188-192)。また、1967年にニエレレが発表したアルーシャ宣言と同時に発表された指導者の行動規範 (Leadership Code) に対するカルメの反対もあった。アルーシャ宣言はニエレレの提唱したウジャマー (ujamaa) と呼ばれる独自の社会主義思想をまとめたものである。指導者の行動規範は公務員や政治家による私的な経済活動を禁じており、当時それが適用されるのは本土のみだったが、カルメは、ザンジバルのアフリカ系住民が財産を築く機会を奪われるとして、これを批判した (Kamata 2020, 204-205)。

その他、これまでに指摘されている連合の課題としては、タンザニアには「2つの政府」のもとに3つの法域 (連合、本土、ザンジバル) がある状態であり、連

合予算と本土予算が区別されていない点も挙げられる (Kituo cha Katiba 2013, 33; Bakari and Makulilo 2014, 10)。そして、ザンジバル側から、ザンジバルへの政府予算配分が公正ではないという不満がたびたび出てきている (Killian 2014, 127)。また、1990年、ザンジバルとの協議を経ずに連合事項が11項目から22項目に増えていることも指摘されている。なかにはザンジバルからの働きかけで増えた項目もあるが、ザンジバル人の多くは連合事項の増加によって自治権が奪われていると考えており、この問題に対処するために2013年までに計45の委員会が設置されたが、解決しないまま現在に至っているといわれている (Kituo cha Katiba 2013, 33-36)。

また、タンガニーカとザンジバルの合邦の根拠となる連合条項の問題も指摘されている。連合条項に関する協議はニエレレとカルメのあいだで行われ、限られた側近しか知らされていなかった。1964年4月、ニエレレ自身が英文で書かれた連合条項の草案をザンジバルにもち込み、その日のうちにニエレレとカルメによって同条項が署名されたともいわれており、カルメは連合の内容やその影響を十分理解していなかったとみられる (Wilson 1989, XXXX; Bakari and Makulilo 2014, 7-8)。さらに、連合条項はタンガニーカ議会では批准されたが、ザンジバルでは政府が承認したものの、ザンジバル議会では批准されていなかったともいわれており、国際条約としての合法性も問われてきた (Kituo cha Katiba 2013, 32; Mbunda 2014, 140; Bakari and Makulilo 2014, 8-9)。

2-3. 合邦後ザンジバルにおける「3つの政府」への移行要求と与野党拮抗

ニエレレとカルメの連合についての理解の違いが明らかになるなか、1972年4月、カルメが、ザンジバル革命後の収監中に死去した父親をもつ軍人に暗殺される。まもなくタンザニアで連合問題を担当する国務相を務めていたジュンベが、ニエレレの後押しを受けて、後継者としてザンジバル大統領に選ばれ、タンザニア初代副大統領に任命された (Taylor 2017; Kamata 2020, 204-206)。ジュンベは革命評議会内の強硬派の影響を恐れ、実権を革命評議会から自身が主導するASPに移した。さらに、1977年ASPがTANUと合併してCCMの一部となり、ザンジバルの自治権が損なわれたことが明らかになると、ザンジバル革命直後に

制定された「1964年第5次憲法令 (Constitutional Decree No. 5 of 1964)」に則り、ザンジバル憲法の制定にとりくんだ。そして、1979年、ジュンベ自らが憲法草案を書き、これを革命評議会に承認させ、1979年ザンジバル憲法が制定された (Shivji 2020, 317) ⁵⁾。

本土では、ニエレレ政権末期の1983年1月、CCM全国執行委員会で1977年タンザニア憲法と1979年ザンジバル憲法の改正が提案され、広く国民の意見が募られた。これを受けて、ザンジバルでは自治権拡大と「3つの政府」による連邦制への移行を求める声が出てくる。具体的には、ジュンベをはじめとする政府幹部が密に支援するかたちで、ザンジバル人が連合条項の見直しを求めたのである。彼らの主張は、もともと連合条項には「2つの政府」ではなく、「3つの政府」による連邦制が規定されていたはずであるというものであった (Shivji 2020, 318-319)。

ザンジバルで自治権拡大要求の声が高まるなか、1984年、ジュンベ大統領はガーナ人法学者の助けを借り、ひそかに「3つの政府」による統治を含む憲法草案を作成した。しかし、この文書は盗まれてニエレレに知られることとなり、その結果、ジュンベはザンジバル大統領、CCM副議長、連合副大統領、すべての役職を解かれた。そして、CCM内でムウィニが後継者に選ばれ、大統領選挙で88パーセントの得票を得て、ザンジバル第3代大統領に就任した (van Donge and Liviga 1990, 207; Taylor 2017)。

翌1985年、ムウィニがニエレレの後継者としてタンザニアの大統領候補となったため、ウングジャ島出身のワキル (Idris Wakil) がザンジバル大統領候補に選ばれ、選挙でザンジバル第4代大統領に選出された。しかし、CCM内の大統領候補選考では、ワキルとペンバ島出身のハマド (Seif Sharrif Hamad) のあいだで支持が割れたため、大統領選挙でのワキルの得票率は一党制であるにもかかわらず62パーセントと低かった (van Donge and Liviga 1990, 210-211)。ワキルはハマドを首相 (Chief Minister) に任命したが、ハマドは、1985年大統領選

5) この憲法により、ザンジバル議会は革命評議会から独立し、立法権と行政府の監督権が付与された。また、それまで革命評議会に任命されていた大統領が普通選挙で選ばれることとなった。革命評議会を実権のない大統領の諮問機関にかえたことから、1979年憲法は民主主義を進展させたと評価されている (Peter and Sikand 2011, 63-65)。

挙の際にペンバ島でワキルの反対票を動員したとして、1988年に首相職を解かれ、CCMからも除名された。この頃から、ハマドはザンジバルの分離と経済自由化を推進する立場をとるようになった（van Donge and Liviga 1990, 215）。

1990年にアムール（Salmin Amour）がザンジバル大統領に選出されたあと、1991年、野党CUFが設立された。そして、1992年に本土とともにザンジバルが複数政党制へ移行すると、ハマドは1995年の大統領選挙にCUFから出馬した。それ以降のザンジバルの大統領・議会選挙ではCCMとCUFの拮抗状態が続いている（表4-2）。選挙不正が横行し、2010年大統領・議会選挙後には再選挙が行われたが、CUFは再選挙への参加を拒否した。2015年大統領・議会選挙は無効となり、2016年に再選挙が行われたが、CUFが参加を拒否したため、議会選挙ではCCMが全議席を獲得した。そして、2020年議会選挙でCUFは分裂し、CUF支持者の票が他の野党に流れたため、議席を獲得できなかった。

多くのザンジバル人のあいだで、CUFは革命前にアラブ系土地所有者層が支持したZNPの後継であると認識されている。革命後に生まれた世代の支持政党の流動性には注意が必要だが、CCMが大陸からザンジバルに移住したアフリカ系住民中心のASPの後身であることもふまえると、ザンジバルにおけるCCMとCUFの対立の根底には、革命前から続くオマーン出身のアラブ系住民と大陸出身のアフリカ系住民の対立があるといえる。そして、シラズィがたびたび選挙におけるキャスティングボートを握ってきた。また、連合の構造については必ずしもCCM対CUFという構図に単純化できないが、CCMが「2つの政府」を維持しようとしているのに対し、CUFは連合条項の見直しと連合の構造の変更を訴えてきているのである（Oloka-Onyango and Nassali 2003, 30-31）。

また、1993年、アムール・ザンジバル大統領がタンザニア政府の承認なく独自にイスラム会議機構（Organization of the Islamic Conference）に加盟したが、憲法違反であるとして加盟がとり上げられたため、ザンジバルで連合からの独立要求が出てくるようになった（Mwinyi 2020, 303-305）。同じ頃、本土ではカサカ（Njelu Kasaka）国会議員がタンガニーカ政府を設立する法案をタンザニア議会に提出し、他の議員55名がこれに賛同するという出来事があった。ニエレレの圧力を受けて同法案は議会を通らなかったが、連合は本土でも課題となっていたのである（Jingu 2014, 106; Mwakikagile 2016, 296-298; Oloka-Onyango and

表4-2 複数政党制移行後のザンジバルの大統領・議会選挙結果(CCM, CUFのみ)

政党		年					
		1995	2000	2005	2010	2016(再選挙)	2020
大統領選挙	CCM	アムール (50.24%)	カルメ (67%)	カルメ (53%)	シェイン (50%)	シェイン (91%)	ムウニニ (76%)
	CUF	ハマド (49.76%)	ハマド (33%)	ハマド (46%)	ハマド (49%)	ハマド (3%)	ハマド (20%) 注2)
		議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)
議会選挙	CCM	26 (49%)	34 (不明)	30 (不明)	28 (不明)	54 (不明)	44 (不明)
	CUF	24 (50%)	16 (不明)	19 (不明)	22 (不明)	0 (不明)	0 (不明)
	全議席数	50	50	50	50	54	50

(注)ハマドは2020年大統領選挙には、変化と透明性のための同盟(Alliance for Change and Transparency; ACT-Wazalendo)から出馬した。

(出所) African Elections Database (2011); Tume ya Uchaguzi ya Zanzibar (2018, 28); *The East African* (2016); United Republic of Tanzania (2021, 17-19).

Nassali 2003, 53)。さらに、2010年、1984年ザンジバル憲法が改正され、ザンジバルが国家 (state) であることが明記されたため、タンザニアは本土とザンジバルから成るひとつの国家であるという1977年憲法の記述と矛盾した状態となっている (Killian 2014, 130)。

以上のように、ザンジバルは本土と密接にかかわりながらも独自の歴史を刻んできた。これを背景に、ニエレレによって推し進められた合邦が本土とザンジバルに数多くの課題を残してきたのである。

3 野党連合の結成と連合の構造

前節で述べたように、タンザニアの連合は合邦当初から多くの課題を抱えていた。したがって、ニヤラリ委員会とキサンガ委員会同様、ワリオバ委員会が「3つの政府」から成る連合を提案したことは不思議ではない。これに対し、ニエレレの意志を継ぐCCMは「2つの政府」を維持しようとしてきた。野党のなかで、CUFがザンジバルの自治権拡大のために「3つの政府」を支持したことは理解しやすいが、CHADEMAも「3つの政府」を支持したのはなぜだろうか。CHADEMAの政治思想によるのか、あるいはCUFと野党連合を組むための戦略であったのか。本節では、CHADEMAがなぜ「3つの政府」を支持したのかと

いう点に注目しながら、第1項で新憲法制定過程における野党の影響力、第2項で連合の構造に関する国民の意見を分析し、CHADEMAが「3つの政府」を支持した理由を検討する。

3-1. 新憲法制定における野党の影響力

野党の動向を理解するために、キクウェテが新憲法制定を決定するまでの経緯をもう少し詳しくみていきたい。キクウェテ政権は2005年大統領選挙で得票率80パーセントの支持を得て誕生したが、野党の指摘によって明るみに出た大規模な汚職事件やCCM内の派閥分裂などにより、徐々に国民の信頼を失っていった(粒良 2017)。キクウェテは2010年大統領選挙で再選したが、その得票率は63パーセントまで低下した一方、CHADEMA候補の得票率は2005年の6パーセントから27パーセントまで上昇した。2010年総選挙では、CHADEMAとCUFを含む多くの野党が新憲法制定を選挙公約に掲げていた一方、CCMは新憲法制定に消極的であった(*The Citizen* 2010a)。しかし、キクウェテは野党と市民社会の要求を受け入れ、再選のわずか2カ月後に新憲法制定を約束することとなる。

2010年のキクウェテ再選後、CHADEMA議員は議会での大統領就任演説を欠席し、ムボウェ(Freeman Mbowe) CHADEMA党首は、2015年の総選挙までに憲法の見直しを行う必要があると訴えた(*The Citizen* 2010b; 2010c)。これに対し、11月、キクウェテ再選後初の閣僚会議が行われた直後、新任のコンバニ(Celina Kombani) 法務大臣は、政府は新憲法制定の正式な要求は受けておらず、新憲法を制定する予定はないと発言した(*The Citizen* 2010d)。しかし、野党と市民社会から、自由公正な選挙を行うための新憲法制定の要求の声は高まる一方であった(*The Citizen* 2010e; 2010f)。12月に入ると、ラマダニ裁判長が憲法を見直す必要があると述べ(*The Citizen* 2010g)、続けて、CCM広報官が野党と憲法見直しについて協議する準備ができていると発言するようになった(*The Citizen* 2010h)。さらに、ピンダ(Mizengo Pinda) 首相が「キクウェテ大統領に新憲法を制定すべきであると助言する」と発言したことで、新憲法制定が現実味を帯びてきた(*The Citizen* 2010i)。一方、ウェレマ(Frederick Werema) 法務長官は新憲法の必要はないと発言しており、キクウェテ政権内で

意見の相違があったこともうかがえる (*The Citizen* 2010j)。

この頃、CUFは独自に憲法案を作成しており、そこには大統領権限の縮小、閣僚と国会議員の定数の導入、大統領に加えてタンガニーカとザンジバルの知事 (governor) を任命する連邦制が提案されていた (*The Citizen* 2010k)。ワリオバ草案の「3つの政府」と異なるが、CUFは新憲法制定過程がはじまる前から連邦制を提案していたのである。このような動きを経て、キクウェテ大統領は12月31日の新年演説で、新憲法制定に向けて憲法検討委員会の設置を表明した (*The Citizen* 2011)。以上の流れから、キクウェテ大統領は自発的に新憲法制定にとりくんだのではなく、野党勢力が拡大するなかで、野党からの強い圧力を受けて着手したことがわかる。

3-2. 連合の構造に関する野党の立場と国民の意見

当時の新聞報道をみると、CUFが連邦制を提案していた一方、CHADEMAが連合についての言及することは少なかった⁶⁾。CHADEMAの2015年選挙公約には、UKAWA結成の理由である新憲法制定が最優先事項に挙げられており、「3つの政府」の実現を約束すると記されているが (Branson 2015d)、CHADEMAが「3つの政府」を支持した理由は明確ではない。ひとつの手がかりとしては、CHADEMAの政治思想が人々による統治に重きをおく共和制であると論じるパジェット (Paget 2023b, 408) が、CHADEMAがワリオバ草案を支持した理由として、統治権限を中央政府から2つの地方政府に委譲し、大統領権限を大幅に縮小できることを挙げている。また、ワリオバ草案では三権分立と、抑制と均衡 (checks and balances) の原則が確立されており、これがCHADEMAの共和制の思想に沿っているとも述べている (Paget 2023b, 409)。CHADEMAはこのような政治思想から、「人々の憲法 (People's Constitution)」を制定する必要性を一貫して主張してきたという (Paget 2023b)。

CHADEMAは国民の意見を尊重すべきであるとして「3つの政府」を推進し

6) 2010~14年に刊行されたタンザニアの主要英字紙である*Daily News*と*The Citizen*を中心に調べた。連合に関する数少ないCHADEMAの発言としては、2012年7月、野党で連合問題を担当していたCHADEMA幹部のリスが、議会でタンガニーカ政府を復活させるべきであると述べていた (*The Citizen* 2012)。

たが、実際のところ、専門家の意見もワリオバ委員会が聴取した国民の意見も割れていた (*The Citizen* 2014a)。専門家のあいだでは、たとえばシヴジは「2つの政府」を支持していたことが知られている (*Daily News* 2014c)。政治学者のジングー (Jingu 2014, 108-109) は、連邦制には以下の3つの理由から連合を維持するための可能性があるかと論じていた。第1に、ザンジバル人のあいだで連合に飲み込まれる (swallow) という恐れがなくなることである。第2に、本土とザンジバルへの権力と資源の配分が明確かつ合理的になることである。先述のとおり、「2つの政府」からなる連合では、連合政府が連合と本土を管轄しており、両者を明確に区別することができないのである。第3に、連合にかかる費用と、本土とザンジバルの財政的な分担と利益が明確になることである。

また、法学者で最高裁判所弁護士のアクソン (Ackson 2015, 387) はワリオバ委員会が聴取した連合の構造に関する国民の意見は本土とザンジバルで異なっており、ワリオバ委員会が望めば、「2つの政府」が本土とザンジバル両方で広く受け入れられていると判断することもできたはずであるという見解を示している。また、大多数のタンザニア人は「3つの政府」を提案していないと制憲議会で指摘するCCM議員もいた (*The Citizen* 2014a)。

実際のところ、ワリオバ委員会が聴取した国民の意見はどうなっていたのだろうか。同委員会は2012年7～12月に全国で国民の意見を聴取し、2013年1月までウェブサイトや電子メール等での意見も受けつけ、計35万1664人の意見を得た (United Republic of Tanzania 2013b, 6-7)。そして、委員会は計77万2211の意見を分析したが、そのなかで最も意見の多かったテーマは人権で10万5969 (13.7パーセント)、次いで連合に関する意見が多く、8万0119 (10.4パーセント) だった (United Republic of Tanzania 2013b, 23)。連合に関する意見 (8万119) のうち、大多数の4万7820 (59.7パーセント) が連合の構造についての意見であった⁷⁾。

7) キクウェテ大統領が、「ワリオバ委員会に意見を述べたタンザニア人35万1664人のうち、4万7820人 (13.6パーセント) が連合の構造についての意見を述べた」と発言したという記録があるが (Taylor 2014; Mtega 2014)、ワリオバ委員会の報告書によると、同委員会が分析した意見の総数は (人数とは異なり) 77万2211であり、そのうち4万7820が連合の構造についての意見であった (United Republic of Tanzania 2013b, 23-66)。

表4-3 ワリオバ委員会が収集した連合の構造についての意見

意見	本土		ザンジバル		不明		計	
	意見数	%	意見数	%	意見数	%	意見数	%
1つの政府による連合	3,564	13.4	25	0.1	85	4.6	3,674	7.7
2つの政府による連合	6,459	24.3	6,693	34.6	1,082	58.7	14,234	29.8
3つの政府による連合 ／連邦制	16,321	61.3	960	5.0	502	27.2	17,783	37.2
4つの政府による連合	3	0.0	13	0.1	0	0.0	16	0.0
国際条約による連合	264	1.0	11,657	60.2	171	9.3	12,092	25.3
その他の連合	14	0.1	3	0.0	4	0.2	21	0.0
計	26,625	100.0	19,351	100.0	1,844	100.0	47,820	100.0

(出所) United Republic of Tanzania(2013b, 67)のJedwali 17bを筆者が和訳。

(注)「4つの政府」による連合は、連合、本土に加え、ザンジバルのウングジャ島、ペンバ島の政府から成る(United Republic of Tanzania 2013b, 67)。

連合の構造についての意見(4万7820)のうち、「3つの政府」(連邦制)が望ましいという意見は1万7783(37.2パーセント)で最も多く、次に「2つの政府」を継続することが望ましいという意見が1万4234(29.8パーセント)、3番目は「国際条約による連合」が望ましいという意見で1万2092(25.3パーセント)であった(ワリオバ委員会が収集した連合の構造についての意見は表4-3参照)(United Republic of Tanzania 2013b, 65-67; Jingu 2014)。「国際条約による連合」は連盟制(confederation)といわれ、本土とザンジバルがそれぞれ主権国家となり、国際条約によってひとつの連盟になるという考え方である。この場合、本土とザンジバルは主権国家として連盟を脱退する権限をもつ(Jingu 2014, 99)。この結果をみると、「2つの政府」よりも「3つの政府」を望む意見の方が多いうみえる。

本土とザンジバルを分けてみると、本土では約60パーセントが「3つの政府」を支持していたが、ザンジバルでは約60パーセントが「国際条約による連合」を望んでおり、「3つの政府」を支持したのは5パーセントにすぎなかった。しかし、「3つの政府」は、「国際条約による連合」を望んでいたCUFのハマドのようにザンジバルの自治権の大幅な拡大を主張する者たちにも受け入れられ、さらに「2つの政府」を支持する人たちも説得できそうであったといわれている(Jingu 2014, 107-108)。もしそうであるならば、本土でもザンジバルでも6割以上が「3

つの政府」への変更を望んでいたという結果となる。

しかし、ワリオバ委員会が分析した意見の総数は77万2211であり、そのうち、連合の構造についての意見が4万7820（6パーセント）にすぎなかった点に注意したい。現在の連合の構造を問題だと思わない人々がそれについて意見を述べなかったと仮定すると、「3つの政府」を望む意見（1万8783）は委員会が分析したすべての意見（77万2211）のわずか2パーセントにすぎない。「3つの政府」に「国際条約による連合」を加えても、すべての意見の約4パーセントである。実際のところ、連合の構造について意見を述べなかった大多数の人々の考えは不明である。しかし、憲法についての意見のほとんどが連合の構造についてではなかったのは事実である。これをふまえると、先述のアクソン（Ackson 2015）が指摘したとおり、「3つの政府」への変更が大多数の国民の希望に沿っているかは不明であり、ワリオバ委員会は他のさまざまな要素も考慮して「3つの政府」を選択したと考えられるだろう。

当時、CHADEMA幹事長でUKAWA党首だったスラー（Willbrod Slaa）は2014年4月、「3つの政府」は民意によるものであり、制憲議会の議員はそれを支持すべきであると発言していた（*Daily News* 2014d）。しかし、ワリオバ草案に書かれた「3つの政府」が必ずしも国民の意見のみに基づくものではないとすると、CHADEMAの「人々の憲法」を制定すべきであるという主張と、同党による「3つの政府」の推進にはやや乖離があるようにみえる。実際、CHADEMAは「3つの政府」を推進するキャンペーンを展開し、党の集会で「3つの政府」への支持を訴え、人々を説得しようとしていた（*Daily News* 2014d; *The Citizen* 2014b）。先述のパジェット（Paget 2023b）が論じているとおり、「3つの政府」への移行が大統領権限の縮小を意味し、それを通じて人々による統治を実現しようという共和制の思想に基づくのかもしれない。しかし、当時の新聞報道によれば、CHADEMAはそれを明確に示していなかったようにみえる。したがって、CHADEMAによる「3つの政府」の支持には、CUFと野党連合を組むための戦略という側面があったのではないだろうか。これについては直接的な根拠がないため、今後の研究課題としたい。

おわりに

本章では、キクウェテ政権期の新憲法制定の試みと政党政治の関係について、野党連合の結成に焦点をあてて考察した。タンザニアの憲法制定と改正には、歴代大統領による「専制的ローフェア」の側面がある。しかし、キクウェテ政権期の新憲法制定の試みは、野党CHADEMAの勢力が拡大し、他の野党や市民社会、有識者からの強い要請を受けてはじまったものであり、新憲法制定過程における野党の影響力が大きかったことから「民主主義を求める側による憲法のローフェア」でもあった。

タンザニアの憲法議論にはさまざまな課題があったが、その最も重要な課題のひとつは連合の構造であり、現行の「2つの政府」から成る連合を維持するか、「3つの政府」による連邦制に移行するかで、意見は二分した。与党側が「2つの政府」を含む憲法案を制憲会議に提出した一方、CHADEMA、CUF等の主要野党は「3つの政府」を含む革新的なワリオバ草案を支持し、CCMが憲法案を押し通そうとしたため、主要野党は制憲議会への参加を拒否した。この過程で次の総選挙まで続く野党連合が結成されたのである。つまり、新憲法制定過程が野党を団結させ、野党連合の結成を可能にしたということである。そして、野党連合の鍵となったのは、CHADEMAが「3つの政府」による連邦制への移行を支持し、推進したことであり、これによって、CHADEMAがザンジバルの自治権拡大を求め、CUFと連合を組むことが可能になったのである。

その後、2015年に第4代大統領に就任したマグフリは、新憲法よりも経済発展の方が重要であるとして、新憲法制定にとりくまなかった (*The Citizen* 2016)。そして、新憲法制定を訴える野党の活動を厳しくとりしめた。次の総選挙が行われる2020年まで国会議員の選挙区外での政治集会を禁止し、CHADEMAを含む野党は支持基盤の拡大が極めて困難になった (粒良 2020, 68-67)。2020年大統領選挙では、マグフリは84パーセントの得票を得て再選した一方、CHADEMAのリス (Tundu Lissu) 候補の得票率は13パーセントにとどまり、議会選挙では党首を含む党幹部が議席を失った (International Foundation

for Electoral Systems 2020; *The Citizen* 2020)。

しかし、新憲法制定の試みは決して終わった話ではない。2021年3月にマグフリが急逝し、憲法の規定に則り、副大統領のサミアが大統領に就任した後、CHADEMAは2025年総選挙までに新憲法が制定されなければ、選挙に参加しないと公言した (*The Citizen* 2021a)。一方、サミアは大統領に就任した2021年は、新憲法よりも経済安定化の方が重要であり、野党の集会禁止令を解き、新憲法制定過程を再開するまでもう少し時間が欲しいと述べていた (*Daily News* 2021; *Voice of America* 2021)。同年、ムボウエ CHADEMA党首は、新憲法制定の行き詰まりを解消するには、サミア大統領が新たな憲法委員会を立ち上げ、同委員会が2014年の憲法案とワリオバ草案を統合して新たな草案を作成するのが建設的であると発言していた (*The Citizen* 2021b)。ワリオバ草案に固執していないことから、CHADEMAの立場の変化がうかがえる。

その後、サミアは翌年の2022年、国内の政治状況を分析するために設置した特別委員会の提案を受け、新憲法制定にとりくむことを決定した (*The Citizen* 2023)。2023年1月、サミアが野党の集会禁止令を解除すると、CHADEMAは約6年半ぶりに党の集会を開き、改めて新憲法制定の必要性を訴えた (*Voice of America* 2023; *Paget* 2023a)。そして、タンザニア法務省は2023/24年度、新憲法制定のために380万米ドルの政府予算を計上している (*Daily News* 2023; *The Citizen* 2023)。キクウェテ政権期の新憲法制定の試みから10年が経過し、その再開の目途が立った今、新憲法、そして、本土とザンジバルの連合のあり方は再びタンザニア政党政治の中心的な議題となるだろう。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 朝田郁 2017.『海をわたるアラブ——東アフリカ・ザンジバルを目指したハドラマー移民の旅』松香堂書店。
- 粒良麻知子 2017.「タンザニアの優位政党の大統領候補選考と派閥政治」『アフリカレポート』(55): 79-91.
- 2020.「タンザニアの「ブルドーザー」大統領——マグフリ政権の特徴」『アフリカレポート』(58): 67-72.
- 富永智津子 2001.『ザンジバルの笛——東アフリカ・スワヒリ世界の歴史と文化』未來社。

〈外国語文献〉

- Ackson, Tulia 2015. “Winnowing Tanzania’s Proposed Constitution: The Legitimacy Question.” *Verfassung und Recht in Übersee / Law and Politics in Africa, Asia and Latin America* 48: 369-389.
- African Elections Database 2011. “Elections in Tanzania.” (<https://africanelections.tripod.com/tz.html>, 2024年2月6日閲覧)
- Babeiya, Edwin 2016. “New Constitution-making in Tanzania: An Examination of Actors’ Roles and Influence.” *African Journal of Political Science and International Relations* 10(5): 74-88.
- Bakari, Mohammed and Alexander A. Makulilo 2014. “Between Confusion and Clarity: Rethinking the Union of Tanganyika and Zanzibar after 50 Years.” *African Review* 41(1): 1-34.
- Branson, Nick 2015a. “Party Rules: Consolidating Power through Constitutional Reform in Tanzania.” Africa Research Institute. 27 February. (<https://www.africaresearchinstitute.org/newsite/publications/constitutional-reform-tanzania-2/>, 2024年1月21日閲覧)
- 2015b. “What’s at Stake in Tanzania’s Constitutional Referendum? Part I: One Nation, Two Governments.” Africa Research Institute. 12 March. (<https://www.africaresearchinstitute.org/newsite/blog/tz-katiba-referendum-1/>, 2024年2月6日閲覧)
- 2015c. “What’s at Stake in Tanzania’s Constitutional Referendum? Part II: The President and the Parliament.” Africa Research Institute. (<https://www.africaresearchinstitute.org/newsite/blog/tz-katiba-referendum-2/>, 2024年2月6日閲覧)
- 2015d. “Manifestos for Change? 12 Observations on the CCM and Chadema Documents.” Africa Research Institute, 30 September. (<https://www.africaresearchinstitute.org/newsite/blog/manifestos-for-change/>, 2024年1月21日閲覧)
- Daily News*. 2014a. “Union ‘Stalwart’ Samia Is CA Vice-Chairperson.” 14 March.
- 2014b. “Two-Govt Arrangement Ideal.” 22 March.
- 2014c. “Don Adds Weight to 2-Tier Union.” 31 March.
- 2014d. “CA Asked to Come Up with Katiba of People’s Desire.” 7 April.
- 2014e. “Ecstasy As Katiba Vote Succeeds.” 3 October.
- 2015. “Referendum On Katiba Postponed.” 3 April.

- . 2021. “President Samia Quashes New Constitution Debate.” 29 June.
- . 2023. “Ministry Prioritises Constitutional Writing.” 26 April.
- Economist Intelligence Unit* 2024. “Draft Constitution is Passed by Constituent Assembly.” 9 October.
- Gloppen, Siri, Thalia Gerzso and Nicolas van de Walle. 2023. “Legal Strategies: Constitutional, Administrative, Judicial, and Discursive Lawfare.” in *Democratic Backsliding in Africa? Autocratization, Resilience, and Contention*, edited by Leonardo R. Arriola, Lise Rakner and Nicolas van de Walle, Oxford: Oxford University Press, 58-84.
- International Foundation for Electoral Systems 2020. *ElectionGuide: Democracy Assistance and Election News, United Republic of Tanzania*. (<https://www.electionguide.org/countries/id/211/>, 2024年2月6日閲覧)
- Inter-Parliamentary Union 2024. *IPU Parline - United Republic of Tanzania*. (https://data.ipu.org/node/184/elections?chamber_id=13508, 2021年3月21日閲覧)
- Jingu, John 2014. “The Union of Tanganyika and Zanzibar: In Search of a Viable Structure.” *African Review* 41(1): 92-115.
- Kamata, Ng’wanza 2020. *Development as Rebellion: A Biography of Julius Nyerere, Book Two: Becoming Nationalist*. Dar es Salaam: Mkuki na Nyota Publishers.
- Kasanda, Peter, Teresa Parkes and James Pius 2014. *Tanzania Constitution Review - President Announces Date for Referendum*. Clyde & Co LLP. (<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=5ef3c0ec-abdb-491e-b67e-3d501f9dd6f2>, 2024年2月6日閲覧)
- Killian, Bernadeta 2014. “A Proposed Structure of the Union in Tanzania: Political Parties at a Crossroad.” *African Review* 41(1): 116-138.
- Kituo cha Katiba n. d. “Tanzania: Key Historical and Constitutional Developments.” (<https://www.kituoachakatiba.org/sites/default/files/legal-resources/Tanzania%20Key%20Historical%20and%20Constitutional%20Developments.pdf>, 2021年3月15日閲覧)
- . 2013. “Report of East African Consultative Theme on the Tanzania Constitutional Review Process.” (https://constitutionnet.org/sites/default/files/report_on_the_tanzania_draft_constitution_jan_2014_0.pdf, 2024年2月6日閲覧)
- Lofchie, Michael F. 1965. *Zanzibar: Background to Revolution*. Princeton: Princeton University Press.
- Makangara, Daudi R. 1998-2001. “Forms and Reforms of Constitution-Making with Reference to Tanzania.” *Utafiti* 4: 131-150.
- Masabo, Juliana and Ulrike Wanitzek 2015. “Constitutional Reform in Tanzania: Developing Process and Preliminary Results.” *Verfassung und Recht in Übersee* 48: 329-368.
- Mbunda, Richard 2014. “The Union and the Zanzibar Statehood Question.” *African Review* 41(1): 139-160.
- Mkapa, Benjamin W. 2019. *My Life, My Purpose: A Tanzanian President Remembers*. Dar es Salaam: Mkuki na Nyota Publishers.
- Msekwa, Pius 2021. “60 Years of Independence - the Constitutional Development Agenda.” *Daily News*, 16 December.
- Mtega* 2014. “What Do Tanzanians Really Think of the Three Governments Idea?” 27 March. (<https://>

- mtega.wordpress.com/2014/03/27/what-do-tanzanians-really-think-of-the-three-governments-idea/, 2024年2月6日閱覽)
- Mwakikagile, Godfrey 2016. *The Union and Tanganyika and Zanzibar: Formation of Tanzania and its Challenges*. Dar es Salaam: New Africa Press.
- Mwita, Daudi 2011. "Historia, Maendeleo na Mabadiliko ya Katiba Tanzania tangu Uhuru hadi Miaka Hamsini ya Uhuru 9 Desemba 2011." (https://www.academia.edu/1489239/HISTORIA_MAENDELEO_NA_MABADILIKO_YA_KATIBA_TANZANIA_TANGU_UHURU_HADI_MIAKA_HAMSINI_YA_UHURU_9_DESEMBA_2011, 2024年2月6日閱覽)
- Mwinyi, Ali Hassan 2020. *Mzee Rukhsa: Safari ya Maisha Yangu*. Dar es Salaam: Mkuki na Nyota Publishers.
- Nyang'oro, Julius 2016. *The JK Legacy: Politics and Public Policy in Tanzania*. New Jersey: Africa World Press.
- Oloka-Onyango, Joseph and Maria Nassali 2003. "Constitutionalism and Political Stability in Zanzibar: The Search for a New Vision (A Report of the Fact Finding Mission Organized under the Auspices of Kituo cha Katiba)." *Kituo cha Katiba*. (<http://library.fes.de/pdf-files/bueros/tanzania/02112.pdf>, 2024年2月6日閱覽)
- Paget, Dan 2019. "The Authoritarian Origins of Well-organized Opposition Parties: The Rise of Chadema in Tanzania." *African Affairs* 118(473): 692-711.
- 2023a. "Tanzania: Opposition Rallies are Finally Unbanned - But This Doesn't Mean Democratic Reform is Coming." *The Conversation*, 26 January. (<https://theconversation.com/tanzania-opposition-rallies-are-finally-unbanned-but-this-doesnt-mean-democratic-reform-is-coming-198436>, 2024年2月6日閱覽)
- 2023b. "A People Power Philosophy: Republican Ideology in Opposition in Tanzania." *Democratization* 30 (3): 398-418.
- Peter, Chris Maina and Immi Sikand 2011. *Zanzibar: The Development of the Constitution*. Zanzibar: Zanzibar Legal Services Centre.
- Richey, Lisa and Stefano Ponte 1996. "The 1995 Tanzania Union Elections." *Review of African Political Economy* 23(67): 80-87.
- Sheriff, Abdul 2001. "Race and Class in the Politics of Zanzibar," *Afrika Spectrum* 36(3): 301-318.
- Shivji, Issa G. 2013. "Paradoxes of Constitution-Making in Tanzania." Paper presented at the East African Law Society (EALS) Conference, Mombasa, Kenya, 15-16 November.
- 2020. *Development as Rebellion - A Biography of Julius Nyerere, Book Three: Rebellion without Rebels*. Dar es Salaam: Mkuki na Nyota Publishers.
- Tanzanian Affairs* 2000. "The Thirteenth Amendment." 66. (<https://www.tzaffairs.org/2000/05/the-thirteenth-amendment/>, 2024年2月6日閱覽)
- Taylor, Ben 2014. "Public Opinion on Second Draft Constitution." *Tanzanian Affairs* 108. (<https://www.tzaffairs.org/2014/05/public-opinion-on-second-draft-constitution/>, 2024年2月6日閱覽)
- 2017. "Obituaries." *Tanzanian Affairs* 116. <https://www.tzaffairs.org/2017/01/obituaries-69/>, 2024年2月6日閱覽)

- The Citizen* 2010a. “They Have Promised, But Will They Deliver a New Constitution?” 8 September.
- 2010b. “Chadema Now Ready to Talk with JK Govt.” 22 November.
- 2010c. “CUF, Chadema Differ Over Constitution.” 27 November.
- 2010d. “Govt Rejects Requests to Overhaul Constitution.” 9 November.
- 2010e. “Rewrite Constitution, Law Society Appeals.” November 29.
- 2010f. “MP Speaks of New Constitution, Impartial Electoral Authority.” 8 December.
- 2010g. “CJ Joins Debate on New Constitution.” 9 December.
- 2010h. “CCM - We’re Ready for Talks on Constitution.” 14 December.
- 2010i. “Pinda to Advise Jakaya Kikwete on New Constitution.” 18 December.
- 2010j. “Attorney General’s Remarks on Law Review Unfortunate.” 29 December.
- 2010k. “What Cuf’s Proposals on Law Review Say.” 29 December.
- 2011. “Kikwete Forms Constitutional Review Commission.” 1 January.
- 2012. “Union Dominate Bunge Debate.” 5 July.
- 2014a. “Eight Heads of State to Join JK in Union Jubilee.” 25 April.
- 2014b. “Appeal to Ignore Ukawa.” 8 May.
- 2014c. “Confirmed: No Katiba until after 2015 election.” 10 September.
- 2016. “New Katiba Not Priority, Says Magufuli.” 5 November.
- 2020. “Big Loss for Opposition in Parliamentary Races.” 29 October.
- 2021a. “Chadema Will Not Participate in the 2025 Polls Without a New Constitution, Says Mbowe.” 27 May.
- 2021b. “The New Constitution - We Need a Practical Approach This Time Around.” July 11.
- 2023. “Why Tanzania’s President Suluhu Hassan is Reviving Constitution-Writing Process.” 16 May.
- The East African* 2016. “Calls for Zanzibar Peace Pact After CCM Victory.” 26 March.
- The Guardian* 2016. “Isles House of Reps Picks Maulid as New Speaker.” 31 March.
- Tume ya Uchaguzi ya Zanzibar 2018. “Historia ya Chaguzi za Zanzibar Kabla na Baada ya Mapinduzi Matukufu ya Zanzibar ya Mwaka 1964.” (https://zec.go.tz/images/docs/historia_uchaguzi.pdf, 2024年2月6日閲覧)
- United Republic of Tanzania 2005. *The Constitution of the United Republic of Tanzania of 1997*. Office of the Attorney General. (<https://oagmis.oag.go.tz/portal/constitutions/eyJpdil6lkxYM2w0endDTUJkd3RRSnZrWUVWN0E9PSIsInZhbHVlIjoiNmJhNitaYmNaZTFNcFpUV3U5M2xEZz09IiwibWFjIjoiMWY5NDZGJiZTl1Y2YyYjc1ZGRjNDY3OWM4N2NIYWQyYzRjNDJhNDdkZDgyNjBmMzU0YjkzYTnhZGIzMzE1YiJ9>, 2024年2月6日閲覧)
- 2010. *The Constitution of the United Republic of Tanzania of 1977 Chapter 2 of the Laws*. Dar es Salaam: The Government Printer.
- 2012. *An Act to Amend the Constitutional Review Act, 2011*. Tume ya Kurekebisha Sheria Tanzania. ([https://www.lrc.tz/uploads/documents/sw-1602784607-2-2012_The%20Constitutional%20Review%20\(Amendment\)%20Act,%20Act%20No.2of%202012.pdf](https://www.lrc.tz/uploads/documents/sw-1602784607-2-2012_The%20Constitutional%20Review%20(Amendment)%20Act,%20Act%20No.2of%202012.pdf), 2024年5月3日閲覧)

- 2013a. *Maoni ya Wananchi kuhusu Mabadiliko ya Katiba ya Jamhuri ya Muungano wa Tanzania*. Tume ya Mabadiliko ya Katiba.
- 2013b. *Takwimu za Ukusanyaji wa Maoni ya Wananchi kuhusu Mabadiliko ya Katiba ya Jamhuri ya Muungano wa Tanzania*. Tume ya Mabadiliko ya Katiba.
- 2021. *2020 Tanzania in Figures*. National Bureau for Statistics, Ministry of Finance and Planning. (https://www.nbs.go.tz/nbs/takwimu/references/2020_Tanzania_in_Figure_English.pdf, 2024年2月6日閲覧)
- 2022. *Administrative Units Population Distribution Report*. Ministry of Finance and Planning, National Bureau of Statistics, President's Office-Finance and Planning and Office of the Chief Government Statistician, Zanzibar. (https://www.nbs.go.tz/nbs/takwimu/Census2022/Administrative_units_Population_Distribution_Report_Tanzania_volume1a.pdf, 2024年5月7日閲覧)
- 2023. *Statistical Abstract 2022*. National Bureau of Statistics, Ministry of Finance and Planning. (https://www.nbs.go.tz/nbs/takwimu/Abstracts/Statistical_Abstract_2022.pdf, 2024年5月7日閲覧)
- n. d. *The Union of Tanganyika and Zanzibar Act, 1964*, Parliament. (<https://www.parliament.go.tz/polis/uploads/bills/acts/1565177092-The%20Union%20of%20Tanganyika%20and%20Zanzibar%20Act,%201964.pdf>, 2024年2月6日閲覧)
- van Donge, Jan Kees and Athumani J. Liviga 1990. "The Democratisation of Zanzibar and the 1985 General Elections." *Commonwealth & Comparative Politics* 28(2): 201-218.
- Voice of America* 2021. "Tanzanian Opposition, Activists Demands Constitutional Changes." 1 July.
- 2023. "Tanzania's Government Lifts Ban on Political Rallies." 3 January.
- Wambali, Michael K. B. 2008. "The Historical Overview of the Constitutional Reforms towards Limited Leadership in Tanzania." *Commonwealth Law Bulletin* 34(2): 277-296.
- Wilson, Amrit 1989. *US Foreign Policy and Revolution: The Creation of Tanzania*. London: Pluto Press.
- wa Simbeye, Finnigan 2014. "Tanzania: Joseph Sinde Warioba and the Union." *The Africa Report*. (<https://www.theafricareport.com/4466/tanzania-joseph-sinde-warioba-and-the-union/>, 2024年2月6日閲覧)

©Machiko Tsubura 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

